

中小企業支援事業のうち、 （１）中小企業活性化・事業承継総合支援事業 令和7年度予算案額 144億円（146億円）

（１）中小企業庁事業環境部金融課

（２）中小企業庁事業環境部財務課

事業目的・概要

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

（１）中小企業活性化事業

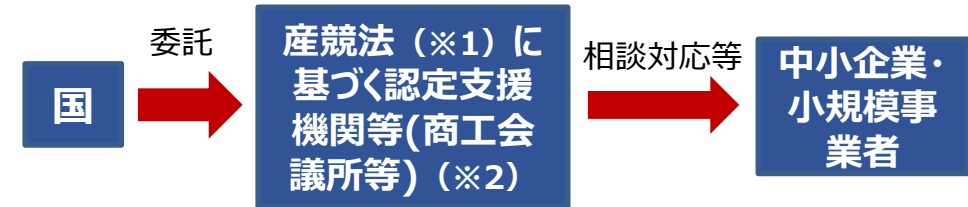
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

（２）事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）、（２）ともに以下の事業スキームにて運用



（※1）産業競争力強化法

（※2）（１）は中小企業活性化協議会

（２）は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標・事業期間

（１）中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。

（２）事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。